

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 28号

アンケートに答えると高額な着物を勧められるトラブルにご注意を！



【相談事例】

商業施設でアンケートに答えて浴衣を当てようとして広告が貼られていたので答えると、当選したと電話があった。店舗で浴衣を着てみた後に着物の試着を勧められた。店員5人に囲まれて「今日だけ100万円でもいい」と勧誘を受けた。仕方なく分割支払いで契約したが高額で支払えない。(22歳 女性)

●当選したと呼びだされて商品やサービスなどを勧誘される、当選商法に気を付けましょう。

- ・当選したと呼び出されて店舗などで商品やサービスを勧誘され購入したとしても、クーリングオフ（無条件解約）できます。
- ・契約書を受取って8日以内に書面やメールなどで解約を通知しましょう。
- ・分割支払いの場合で申込後に、信販会社から問題のない契約かを尋ねられたら、申込の撤回や契約に至った事情を伝えましょう。



●消費者へのアドバイス。

- ・不要な勧誘であれば「要りません」とはっきり意思表示しましょう。
- ・販売店が消費者の気持ちを察してくれるとは限りません。
- ・思わぬ時や場所で不意打ち的に勧誘されてしまった場合でも、お断りの言葉を伝えられるようにお断りの言葉を発する練習をしてみましょう。



●困ったときや不安なときは消費生活センターにご相談ください。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。
消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん